

第 25 回全日本パラグライダー学生選手権 2024 in 足尾

大会要綱

1.参加機体

運用限界が明記しており、かつ、**シリアル機**に限る。

※シリアル機・・・シリアル機とは、EN基準あるいはLTF(DHV)基準に適合していると、CIVLあるいはJHFの認めた認証機関が認定証を発行したもの、および認定証を発行された機体と同型機で、改造されていないものを言う。

2.機体の変更

大会中使用する機体は原則として 1 機とするが、破損などにより安全性に問題が生じた場合のみ、競技委員長と大会実行委員長の許可を得て変更できる。

3.装備

全選手は 180 日以内(**2023/9/14 以降**)にリパックした緊急用パラシュートを装備すること。
適切な防護用ヘルメットを着用すること。

スカイレジャー無線機を装備すること。飛行中の無線機の使用は、安全上緊急を要する場合以外の使用は禁止するが、飛行中の選手は、大会本部からの連絡は常時受けられるようにしなければならない。また、バラストの使用は認めるが、水以外のバラストの投下は認めない。

4.大会役員の権限

大会中は、大会役員の指示に従わなければならない。大会役員の指示に従わない、競技の進行に支障をきたすような行為をした選手には警告を与え、そのフライトを失格にする場合がある。

5.抗議

抗議申し立ては、トラブル発生後 1 時間以内に、供託金 10,000 円を添えて文書にて大会実行委員長に提出すること（この際連名での抗議は受け付けない）。抗議が受け入れられた場合のみ

供託金は返還される。ただし、最終日はトラブル発生後 20 分以内とする。

6.フライト失格

雲中飛行や空中接触など、危険な飛行と判断される場合、役員の判断でそのフライトを失格とする場合がある。

7.警告

大会期間中、危険行為または大会を故意に妨害する行為を行った場合、「警告」とする。2 回「警告」を受けた選手は大会失格とする。ただし、重大な危険行為または大会への妨害行為を行った場合は、その時点で大会失格とする。

8.事故及び損害賠償

大会期間中、万一事故や傷害、損害が生じた場合、エアリアルールに従い、本人の責任において速やかに対処を行い、大会本部に報告すること。また、主催者及び大会関係者に対して責任追及、損害賠償の請求を行わないこと。

9.フライトの成立及び大会の成立

フライト及び大会の成立は Open Class、Sport Class の競技規定に準ずる。各クラスの競技規定は PG リーグに準ずる。

10.順位の決定

順位の決定は Open Class、Sport Class、団体戦の競技規定に準ずる。各クラスの競技規定は PG リーグに準ずる。なお、今大会において Sport Class にソアリング禁止の条件下で参加する選手の滞空時間については、一律 300 秒として計算する。

11.アウトランディング

アウトランディングしなければならない時は本人の責任によって第三者に被害を与えず、なおかつ本人の安全を確保できる場所を探しランディングし、エアリアルールに従うこと。その場合、機体の回収は自己の責任において行うこと。なお、パラ東 LD (Open Class & Sport Class)、ショップ横 LD、モーターLD およびハング東 LD(いずれも Open Class のみ)以外はアウトランディング扱いとする。フライトを終えた選手は、可能な限り回収作業を手伝い、回収時間短縮に協力すること。なお、アウトランディングした者はそのフライトは失格とする。

12. 飛行制限

- ① 筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅を起点とし、女体山駅を終点としたロープウェイ施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下を飛行禁止空域とする。
 - ② つつじヶ丘駅駐車場はランディング禁止とする。
 - ③ 筑波山神社上空 200m 以内を飛行禁止空域とする。
 - ④ 筑波山鋼索鉄道（ケーブルカー）宮脇駅を起点として、筑波山頂駅を終点としたケーブルカー施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下を飛行禁止空域とする。
 - ⑤ 丸山風車の半径 300m 以内、上空 300m 以下を飛行禁止空域とする。
 - ⑥ ゆりの郷の半径 200m 以内、上空 200m 以下を飛行禁止空域とする。
 - ⑦ 国民宿舎(B34031)以北 1700m 以上、以南 1500m 以上を飛行禁止空域とする。
- 旋回方向はエリア規則に従い、偶数日は右旋回、奇数日は左旋回とする。**

13. Open Class における GPS の制限について

GPS 受信機は高度情報を記録できる機種に限る。GPSDump でログの読み取りが可能であれば、スマホアプリ等を用いても良い。

14. ハラスメント規定

日本学生フライヤー連盟ハラスメント規定が適用される。大会期間中のハラスメントの対応判断は大会実行委員長及びその命を受けたものが行う。ハラスメント行為を行った選手は即時大会失格とする。

15. 駐車場

車はスタッフが指示した場所に駐車すること。

16.エリア案内

〒315-0157 茨城県石岡市上曽 1389-1

TEL:0299-51-3215

E-Mail: info@nasa.ne.jp

HP: <http://nasa.ne.jp/>